



標準クラブオプションの補遺

フォーム6B

Club Name | **クラブ名** _____ Club Number | **クラブ番号** _____

Club Location | **クラブ所在地** _____ District Number | **ディストリクト番号** _____

本クラブは、本憲章の採択時およびその後必要に応じて、本「標準クラブオプションの補遺」に必要事項を記入し、クラブ運営を統括する際の詳細な選択肢を指定するものとします。変更を加える場合は、正式に招集され告知が行われ、定足数が常時出席したクラブ総会における、本クラブに在籍し投票権を持つ個人会員の過半数以上の投票による承認を受けなければなりません。

クラブの決議によって最後に修正されたのは、20____年____月____日です。

1. Name | **名称**

クラブ名は _____ です。

2. Membership Composition | **会員構成**

本クラブにおける個人会員は、Club Constitution for Clubs of Toastmasters International の Article II、Section 1 で定める差別禁止要件に基づき、

制限はありません。

以下に制限されます。 _____

本クラブにおける名誉個人会員のステータスは、Club Constitution for Clubs of Toastmasters International の Article II、Section 5 に別段の規定がない限り、期間を _____ 年として授与されるものとします。

3. Membership Dues and Fees | **会費と諸費用**

Toastmasters International の会費および諸費用は Policy 8.0: Dues and Fees (ポリシー8.0: 会費および諸費用) に定められ、世界本部に米ドルで提出されるものとします。本クラブはまた、次に定義されるとおり、個人会員よりクラブの会費および諸費用を徴収できます。クラブ会費および諸費用は、 _____ で徴収されます。

該当するものにチェックマークを付けてください。

Toastmasters International の会費に加えてクラブ会費は徴収しません。

活動中の個人会員に対するクラブの会費は、 _____ につき1名 _____ とします。

当該会費は、 _____ までに支払うものとします。

本金額には Toastmasters International に納める会費が含まれています。

休会中の個人会員に対するクラブの会費は、 _____ につき1名 _____ とします。

当該会費は、 _____ までに支払うものとします。

本金額には Toastmasters International に納める会費が含まれています。

入会費は、本クラブの個人会員1名につき _____ とします。

本金額には Toastmasters International に納める入会費が含まれています。

元個人会員の個人会員復帰は、1名につき _____ の復帰手数料がかかるものとします。

個人会員による別の Toastmasters のメンバークラブから本クラブへの移籍には、1名につき _____ の移籍手数料がかかるものとします。

4. Regular Meetings | 例会

本クラブの例会には活動中の個人会員のビジネスミーティングが含まれ、毎_____
の _____ 時に開催するものとします。

- 現地のみ。場所: _____
- オンラインのみ。クラブが適宜指定するプラットフォームおよびサービスを使用。
- ハイブリッド環境。オンラインおよび _____
_____での対面式の両方。

5. Executive Committee Meetings | 役員会

本クラブの役員会は最低 _____ の間隔で開かれ、その時間と場所は随時決定されるものとします。

6. Additional Officers | 追加役員

本クラブの役員および常任委員会の選出、義務、および任期は、Club Constitution for Clubs of Toastmasters International の Article VI, VII および VIII に従うものとします。Club Constitution に定める役員の役割とは別に、本クラブには

- 追加役員の役割はありません。
- 次のとおり、本クラブの役員会が決定する任務を負う追加役員の役割があります。

7. Terms of Office | 任期

本クラブが選出する役員の任期は次のとおりです。

- 通年 (7月1日～6月30日)
- 半期 (7月1日～12月31日、1月1日～6月30日) (クラブが半年の任期を選択するには、1年を通じて例会を毎週開催する必要があります。)

8. Rules of Order | 議事運営規則

Club Constitution for Clubs of Toastmasters International の Article IX に従い、本クラブは議事運営法として次の最終権威を認めるものとします。

- ロバート議事法の改定新版
- _____ (ロバート議事法の改定新版は、本クラブの所在地で議事運営法として権威が認められていないため)